



令和 3 年 8 月 6 日

土砂災害（特別）警戒区域が追加指定されました

土砂災害から国民の生命を守るため、平成 12 年度に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」が市内の 2 箇所で追加指定されましたのでお知らせします。（今回の追加分を含め、現在市内には 181 箇所の「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」があります。）

なお、「土砂災害警戒区域」は、市が警戒避難体制の整備等を図ります。また、「土砂災害特別警戒区域」では、特定の開発行為に対して許可が必要になったり、建築物の構造の規制や移転の勧告が図られたりします。

記

該当区域

令和 3 年 7 月 16 日指定

▼原町

土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域＜土石流＞ 1 箇所

土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域＜急傾斜地の崩壊＞ 1 箇所

※指定区域の詳細につきましては滋賀県のホームページにてご確認ください。

○滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/sabou/19714.html>

問い合わせ先

指定内容、縦覧に関すること

市 道路河川課河川係 担当：中川、草野 TEL0749-30-6122、FAX0749-24-5211

県 湖東土木事務所河川砂防課 TEL0749-27-2249

警戒避難体制の整備に関すること

市 危機管理課 TEL 0749-30-6150、FAX 0749-23-1777